

修学のための2種類の資金を貸し付けします

修学困難な学生へ奨学金

市は経済的な理由で修学が困難な学生に対し、奨学金の貸し付けを行います。

対象 市内に住所を有する人の子で、高校や大学、各種学校に進学または在学する成績優秀な学生(貸付人数の枠あり)

貸付金額 高校 月額2万円以内 大学(短期大学を含む) 月額3万円以内 その他の各種学校 月額3万円以内

償還条件 無利子、学校卒業後、1年間は据え置き、その後8年以内で月賦償還)

必要書類 申請書(連帯保証人2人必要) 家族調書 学業成績証明書 本人の住民票抄本 在学証明書(入学者は合格通知書の写し)



詳細はこちら

選考方法 奨学生選考委員会会で決定

申し込み方法 必要書類を教育総務課に直接持参し、申し込みしてください(郵送による申し込みは不可)。申請書と家族調書は市ウェブサイトにダウンロードするか、同課または西根・安代各総合支所から交付を受けてください。

申込期限 3月24日 問い合わせ先 教育総務課(総務係) ・ 内線1364)

看護学生を応援する奨学金

市は将来、市内で看護師として就業を目指す人に対し、修学資金を貸し付けます。

対象 看護学生2人(看護学校などに入学(在学)する人) 貸付金額 月額8万円以内 償還免除 市内に居住し、市内医療施設などで看護師として5年間従事した場合

必要書類 申請書 保証人連署の誓約書、印鑑

肥料・飼料価格高騰対策支援の補助対象期間を拡充

肥料や飼料の価格高騰により経営に影響を受けている農業経営体、畜産経営体を支援するために、肥料、飼料や配合飼料の購入に対する補助金の交付について、補助対象の期間を令和3年10月1日からの購入に拡充し、補助金を交付します。

申請方法 所定の申請用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、持参または郵送により申請してください。

対象者 市内に住所またはイトからダウンロードするか農林課または西根・安代各総合支所から交付を受けてください。なお、補助対象期間の拡充前に補助金の交付を受けた経営体についても、拡充後の対象となる肥料・飼料がある場合は、申請してください。

申請期限 2月28日 肥料価格高騰対策支援補助金 対象者 市内に住所または

所在地を有する人で、販売を目的として農産物を生産している農業経営体



詳細はこちら

対象となる肥料 3年10月1日から4年9月30日までに納品された肥料 補助金額 肥料堆肥などの有機肥料を除く購入費の10分の1以内の額 補助限度額は、農業経営体の区分により0万円から200万円

申請・問い合わせ先 農林課 農政推進係 ・ 内線1340) 飼料価格高騰対策支援補助金 対象者 市内に住所または所在地を有する人で、販売を目的として肉用牛、乳用牛、肥育豚、種豚、肉用鶏、採卵鶏などを飼育している畜産経営体



詳細はこちら

対象となる飼料 3年10月1日から4年9月30日までに納品された配合飼料 補助金額 配合飼料

登録証明書添付必要)

戸籍個人事項証明書または戸籍抄本

履歴書 健康診断書

在学証明書および学業成績証明書(在学中に限る)

合格通知書の写し(入学前に限る)

申し込み方法 必要書類を健康福祉課に持参するか、書留郵便(必着)で提出してください。申請書と誓約書は、市ウェブサイトにダウンロードするか、同課から交付を受けてください。

申込期限 3月10日 問い合わせ先 健康福祉課(健康推進係) ・ 内線1092)

マイナンバーカード 休日を受け取れます

市は確定申告に合わせてマイナンバーカードの休日交付を行います。平日の来庁が難しく、まだカードを受け取っていない人は、この機会に交付を受けてください。日中の来庁が難しい人は、毎週水曜

日の本庁窓口延長時もマイナンバーカードの受け取りができます。

なお来庁する前々日までに予約が必要です。

対象 市から、個人番号カード交付通知書(はがき)が送付されている人(マイナンバーカードの受け取りは、原則として申請者本人が来庁する必要があります)

開庁日時 2月26日 午前9時から午後4時まで 2月19日 は開庁しません。開庁場所 市役所本庁舎 市民課(西根・安代各総合支所は開庁しません)

予約・問い合わせ先 市民課(戸籍住民係) ・ 内線1062) 日の本庁窓口延長時もマイナンバーカードの受け取りができます。



詳細はこちら

支え合つ地域をつくる 福祉計画案へ意見募集

市は全ての人が住み慣れた地域で、共に支え合い、みんなが笑顔で生活を送ることができ、社会を目指し、健康で安心して暮らせる社会を作るための地域福祉計画の策定に向けた準備を進めています。この計画案について、市民の皆さんから意見を募集します。

募集期間 2月20日 まで 閲覧場所 地域福祉課または西根・安代各総合支所窓口のほか、市ウェブサイトにからも閲覧できます。

提出方法 任意の様式に住所、氏名、電話番号、意見を記載の上、持参または郵送、ファックス、メールで提出してください。

意見の公表 取りまの上、市ウェブサイトで公表します(氏名などは公表しません)。また、意見に対する市の考え方や修正内容も公表します。 問い合わせ先 地域福祉課 福祉総務係) ・ 内線1113)



詳細はこちら

冬の生活を支える助成 高齢者世帯などに支給

市は住民税が非課税の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯又は生活保護受給世帯の冬期間における経済的負担の軽減を図るため、冬季の生活を支える経費の一部として1世帯当たり6千円を助成します。



詳細はこちら

住所要件 令和4年12月1日現在で本市の住民基本台帳に記載されている世帯 対象世帯 4年度の住民税が非課税の次のいずれかの世帯および生活保護受給世帯 該当すると想定される世帯には、この冬季特別対策助成のお知らせを郵送いたしますが、4年1月2日以降に転入者がいる世帯などには、市で課税情報を把握していないため、お知らせを発送していません。該当すると思わ



れる場合は問い合わせてください。

高齢者世帯 6歳以上の者で構成される世帯(5年3月31日までに満6歳に達する者を含む)

障がい者世帯 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者または障害基礎年金、特別児童扶養手当受給者のいる世帯及び要介護認定4、要介護認定5並びに特定疾患医療を受けている者のいる世帯 ひとり親世帯 児童扶養手

当法に規定する児童が扶養されている母子世帯、父子世帯または養育者世帯

申請期限 2月28日 まで 問い合わせ先 地域福祉課 福祉総務係) ・ 内線1113・1114・1115)



新型コロナウイルス感染症についての相談先

発熱など症状がある場合は かかりつけ医またはいわて健康フォローアップセンターに電話相談を いわて健康フォローアップセンター(070-089-00 24時間対応)または可能な限り平日・日中に診療・検査医療機関へ相談・受診 診療・検査医療機関は右のQRコードを参照



6歳未満で重症化リスクの低い人が、薬事承認された市販の抗原定性検査キットで陽性となった場合、いわて陽性者登録センターに登録することで、医療機関を介さず陽性者登録ができます。登録は右のQRコードから24時間受付



新型コロナウイルスについての全般的な相談は 一般相談窓口(午前9時から午後9時) (019-629-608)